

第 71 号 議 案

長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、警察職員その他県に勤務する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条に規定する職員（以下「職員」という。）に対する賞じゅつ金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(賞じゅつ金の支給)

第 2 条 賞じゅつ金は、職員が危害を加えられ、又は災害を被ることを予断できたにもかかわらず、これを顧みることなく、その職務を遂行したことによって危害又は災害を受け、そのため死亡し、障害（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第 2 項及び第 5 項から第 7 項までに規定する障害等級に該当する程度の障害をいう。以下同じ。）を有することとなり、疾病にかかり、又は負傷した場合において、功労があると認められるときに支給するものとする。

(賞じゅつ金の種類及び額)

第 3 条 賞じゅつ金の種類は、殉職者賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金及び傷病者賞じゅつ金とする。

2 殉職者賞じゅつ金は、職員が死亡した場合において、その遺族に支給するものとし、その額は、別表第 1 に定めるところによる。

3 前項の遺族の範囲、順位等は、職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県条例第 8 号）第 2 条の 2 に定めるところによる。

4 障害者賞じゅつ金は、職員が障害を有することとなった場合において、当該職員に支給するものとし、その額は、別表第 2 に定めるところによる。

5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、職員が上司の命を受け、特に生命の危険が予想される職務に従事する場合において危害を加えられ、又は災害を被ることを予断できたにもかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより危害又は災害を受け、そのため死亡し、又は障害を有することとなり、かつ、その職員の功労が抜群で一般の模範となると認められるときは、別表第 1 又は別表第 2 に定める額に当該額（別表第 2 の備考の規定により加算して得られる額を含む。）の10割以内の額を加算することができる。

6 傷病者賞じゅつ金は、職員が疾病にかかり、又は負傷し、その程度が第4項の規定の適用を受けるに至らない場合において、当該職員に支給するものとし、その額は、別表第3に定めるところによる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

殉職者賞じゅつ金

区分	金額
抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者	25,200,000円以上 30,000,000円以下
特に顕著な功労があると認められる者	13,600,000円以上 18,700,000円以下
多大の功労があると認められる者	4,900,000円以上 13,600,000円以下

別表第2（第3条関係）

障害者賞じゅつ金

障害の等級	区分及び金額		
	抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者	特に顕著な功労があると認められる者	多大の功労があると認められる者
第1級	18,700,000円	9,000,000円以上 13,600,000円以下	4,900,000円
第2級	15,500,000円	7,900,000円以上 12,100,000円以下	4,600,000円

第 3 級	13,600,000円	7,100,000円以上 10,700,000円以下	4,100,000円
第 4 級	12,100,000円	6,400,000円以上 9,500,000円以下	3,600,000円
第 5 級	10,300,000円	5,500,000円以上 8,200,000円以下	3,100,000円
第 6 級	9,000,000円	4,700,000円以上 7,000,000円以下	2,800,000円
第 7 級	7,600,000円	4,100,000円以上 5,900,000円以下	2,300,000円
第 8 級	6,400,000円	3,400,000円以上 4,900,000円以下	1,900,000円
第 9 級及び 第10級	3,100,000円以上 5,300,000円以下	2,000,000円以上 2,400,000円以下	1,300,000円
第11級及び 第12級	2,000,000円以上 3,100,000円以下	1,700,000円以上 2,000,000円以下	900,000円
第13級及び 第14級	2,000,000円以下	1,700,000円以下	900,000円以下

備考 抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者であって障害の等級が第 1 級に該当するものについては、1,900,000円を加算することができる。

別表第 3 （第 3 条関係）

傷病者賞じゅつ金

療養期間	金額
6 月以上の場合	900,000円
3 月以上 6 月未満の場合	660,000円

1 月以上 3 月未満の場合	460,000円
2 週間以上 1 月未満の場合	230,000円

（提案理由）

長崎県職員に対して賞じゅつ金を支給するため、地方自治法第204条の2の規定に則り、条例を制定するものである。これが、この条例案を提出する理由である。